

2026 年 4 月 24 日

一般社団法人 資産運用業協会
会長 菱田 賀夫 殿

(商号又は名称) TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
(代表者) 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2026 年 3 月末日現在)

現在の資本金の額	1億円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減は以下の通りです。

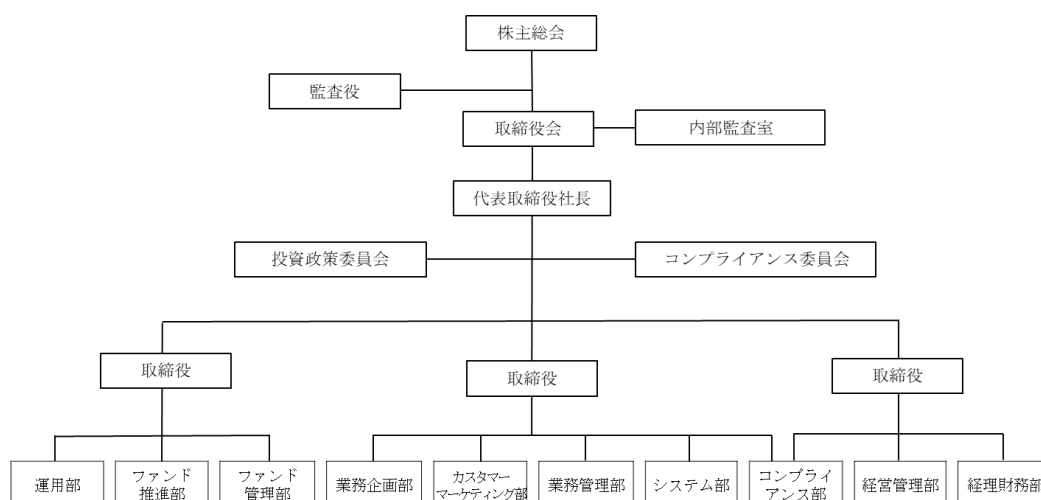
2023年 3月27日	資本金	1億円に減資
-------------	-----	--------

(2) 委託会社の機構 (2026 年 3 月末日現在)

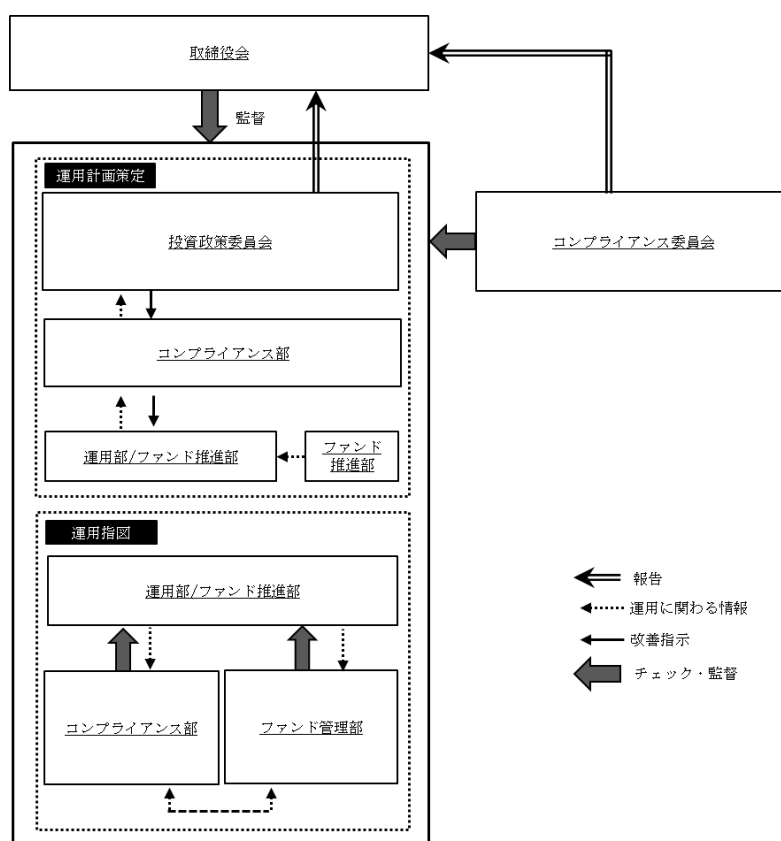
①会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



②投資運用の意思決定機構



(取締役会)

- ・「投資政策委員会」および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を聴取して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、運用担当 取締役、業務管理担当 取締役、経営管理担当 取締役、コンプライアンス担当 取締役、運用部長、ファンド推進部長、ファンド管理部長、コンプライアンス部長により構成されます。
- ・運用担当者が作成し、コンプライアンス部が確認した運用計画および決算・配当政策なら

びに運用実績を審議し、決定します。

(コンプライアンス委員会)

- ・各ファンドの運用実績（パフォーマンス）に関して、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか、検証します。

(コンプライアンス部)

- ・運用部またはファンド推進部より提出された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認します。

(運用部またはファンド推進部)

- ・投資政策委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は2026年3月31日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	6	9,086
単位型株式投資信託	10	20,668
合計	16	29,755

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			84,356		131,715
直販顧客分別金信託			3,065		2,483
未収委託者報酬			37,816		34,294
未収収益			2,272		736
前払費用			5,068		7,819
立替金	※1		53,498		29,354
預け金			1,074		5,289
未収入金	※1		7,971		7,584
未収消費税等			5,535		—
流動資産計			200,659		219,278
固定資産					
有形固定資産					
建物		1,299		—	
減価償却累計額		△36		—	
減損損失累計額		△1,262	—	—	—
工具、器具及び備品		1,426		1,426	
減価償却累計額		△134		△134	
減損損失累計額		△1,292	—	△1,292	—
有形固定資産計			—		—
投資その他の資産					
投資有価証券			—		16,171
差入保証金			1,250		1,250
投資その他の資産計			1,250		17,421
固定資産計			1,250		17,421
資産合計			201,909		236,699

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金					
未払手数料			19,317		17,375
その他未払金	※1		46,131		56,463
未払費用			3,463		1,793
未払法人税等			290		290
未払消費税等			—		12,316
預り金			34,016		32,512
流動負債計			103,218		120,751
固定負債					
退職給付引当金			30,812		38,274
繰延税金負債			—		56
資産除去債務			5,474		—
固定負債計			36,287		38,330
負債合計			139,505		159,082
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金					
その他資本剰余金		2,099		2,099	
資本剰余金合計			2,099		2,099
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△39,696		△24,594	
利益剰余金合計			△39,696		△24,594
株主資本合計			62,403		77,505
評価・換算差額等					
その他有価証券 評価差額金		—		112	
評価・換算差額等合計			—		112
純資産合計			62,403		77,617
負債純資産合計			201,909		236,699

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		211,333		205,539	
運用受託報酬		5,769		1,909	
その他営業収益		247,302		235,199	
営業収益計			464,405		442,647
営業費用					
支払手数料	※1	251,515		151,001	
広告宣伝費		28,470		2,037	
受益証券発行費		907		885	
調査費					
調査費		43,405		9,586	
委託調査費		1,402		1,578	
委託計算費		59,516		37,741	
営業雑経費					
通信費		19,255		7,082	
協会費		735		789	
諸会費		784		909	
その他営業雑経費		28,561		36,203	
営業費用計			434,554		247,815
一般管理費					
給料					
役員報酬		36,150		37,650	
給料・手当		179,520		111,046	
賞与		2,685		—	
交際費		211		172	
旅費交通費		860		576	
租税公課		50		69	
不動産賃借料		36,725		35,411	
諸経費		98,202		104,551	
一般管理費計			354,406		289,477
営業損失			△324,555		△94,645

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益	※1		259		566
受取利息		0		528	
雑収入		258		37	
営業外収益計					
営業外費用					
雑損失	※2	—	—	529	529
営業外費用計					
経常損失			△324,296		△94,608
特別利益	※1		310,000		110,000
受贈益		310,000		110,000	
特別利益計					
特別損失	※2		6,300		—
減損損失		6,300		—	
特別損失計					
税引前当期純利益又は 純損失 (△)			△20,596		15,391
法人税、住民税及び事業税			290		290
法人税等調整額			—		—
法人税等合計額			290		290
当期純利益又は純損失 (△)			△20,886		15,101

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	2,099	2,099	△18,810	△18,810
事業年度中の変動額					
当期純利益又は純損失(△)	—	—	—	△20,886	△20,886
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△20,886	△20,886
当期末残高	100,000	2,099	2,099	△39,696	△39,696

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	83,289	—	—	83,289
事業年度中の変動額				
当期純利益又は純損失(△)	△20,886	—	—	△20,886
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△20,886	—	—	△20,886
当期末残高	62,403	—	—	62,403

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	2,099	2,099	△39,696	△39,696
事業年度中の変動額					
当期純利益又は純損失(△)	—	—	—	15,101	15,101
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	15,101	15,101
当期末残高	100,000	2,099	2,099	△24,594	△24,594

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	62,403	—	—	62,403
事業年度中の変動額				
当期純利益又は純損失(△)	15,101	—	—	15,101
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	112	112	112
事業年度中の変動額合計	15,101	112	112	15,214
当期末残高	77,505	112	112	77,617

【注記事項】

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="687 786 1066 857"> <tr> <td>建物</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～10年</td> </tr> </table>	建物	8～15年	工具、器具及び備品	4～10年
建物	8～15年				
工具、器具及び備品	4～10年				
3. 引当金の計上基準	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>				
4. 重要な収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1)トラノコ・サービス</p> <p>トラノコ・アプリを介して投資口座を開設し、投資運用サービスを提供しております。サービスの提供を通じて得られる収益に関して、主に投資口座の利用者より履行義務を充足した当月中に固定月額料金が入金され、入金された時点において収益を認識しております。</p> <p>(2)投資信託（委託）業</p> <p>投資信託契約に基づき投資信託に関する投信委託サービスを提供し、投資信託の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて投信委託者報酬を受領しております。サービス提供の対価として得られる投信委託者報酬は、各投資信託のAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、当月中に月次で収益を認識しております。投信委託者報酬は6ヶ月ごとに投資信託財産から受領しております。</p>				

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<p>※1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。</p>	<p>※1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。</p>
立替金 51,918	立替金 27,948
未収入金 6,215	未収入金 6,395
その他未払金 5,631	その他未払金 5,271

(損益計算書関係)

(単位：千円)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)						
<p>※1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p>	<p>※1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p>						
親会社へのシステム利用料 56,741	親会社へのシステム利用料 55,256						
親会社からの受贈益 310,000	親会社からの受贈益 110,000						
	親会社からの受取利息 480						
<p>※2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新NISA対応</td> <td>ソフトウェア 仮勘定</td> <td>東京都港区</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 その内訳は、ソフトウェア仮勘定6,300千円です。 原則として単一の事業であるため、全体の事業用資産を単一の資産としてグルーピングしております。 なお、事業用資産については、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を零まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p>	用途	種類	場所	新NISA対応	ソフトウェア 仮勘定	東京都港区	<p>※2 減損損失 該当ありません。</p>
用途	種類	場所					
新NISA対応	ソフトウェア 仮勘定	東京都港区					

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372	—	—	23,372

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372	—	—	23,372

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客資産を分別管理するための直販顧客分別金信託は、信託銀行において分別保全されており、「信託法」その他関係法令等により規制されているため信用リスクは極めて軽微であります。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているため信用リスクは極めて軽微であります。営業債権である未収収益、立替金、預け金、前払費用については、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとして短期的に保有する投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料、その他未払金、未払費用、預り金は、1年以内の支払期日でありませぬ。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場価格の変動リスク(投資信託の基準価額変動リスク)の管理

保有する投資有価証券は当社が運用している投資信託であり、基準価額に影響を与える市況や主要投資対象の価格動向を毎月モニタリングし、大きな下落リスクの回避を図っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用

指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。) 第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、保有しておりません。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前事業年度 (2024年3月31日)
該当ありません。

当事業年度 (2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	16,171	—	16,171

- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、立替金、預り金、未払手数料、その他未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

該当ありません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	16,171	16,001	169
小計	16,171	16,001	169
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
小計	—	—	—
合計	16,171	16,001	169

2. 事業年度中に売却したその他有価証券
該当ありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、内部積立型の確定給付制度（退職一時金制度）を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、自己都合退職金要支給額を基に計算した簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	29,544	退職給付引当金の期首残高	30,812
退職給付費用	1,268	退職給付費用	10,321
退職給付の支払額	—	退職給付の支払額	2,860
退職給付引当金の期末残高	30,812	退職給付引当金の期末残高	38,274

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—	—
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	30,812	38,274
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,812	38,274
退職給付引当金	30,812	38,274
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,812	38,274

3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 1,268 千円 当事業年度 10,321 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金(注)2	1,337,819	1,389,235
退職給付引当金	10,346	13,177
減損損失	2,226	1,912
資産除去債務	1,838	—
その他	132	111
繰延税金資産 小計	1,352,364	1,404,437
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△1,337,819	△1,389,235
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,544	△15,201
評価性引当額 小計(注)1	△1,352,364	△1,404,437
繰延税金資産 合計	—	—
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	—	△56
繰延税金負債 合計	—	△56
繰延税金資産(負債)の純額	—	△56

(注)1 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)が52,073千円増加しております。当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金の増加によるものです。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	14,191	31,372	101,939	—	133,976	1,056,339	1,337,819
評価性引当額	△14,191	△31,372	△101,939	—	△133,976	△1,056,339	△1,337,819
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	32,167	104,519	—	137,367	202,966	912,214	1,389,235
評価性引当額	△32,167	△104,519	—	△137,367	△202,966	△912,214	△1,389,235
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

法定実効税率 (調整)	— (※)	33.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.15%
受贈益の益金不算入	—	△239.99%
住民税均等割	—	1.88%
評価性引当額の増減額	—	113.05%
繰越欠損金の期限切れ	—	92.20%
その他	—	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	1.88%

(※) 前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表へ与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

貸主と合意した原状回復負担金に関する契約に基づいて計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

(単位:千円)

期首残高	増加	減少	期末残高
5,474	—	—	5,474

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位:千円)

期首残高	増加	減少	期末残高
5,474	—	5,474	—

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	トラノコ・サービス	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	236,497	211,333	16,574	464,405

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
GSA 学生寮ファンドVI(投資信託)	60,268

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	トラノコ・サービス	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	234,989	205,539	2,119	442,647

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
GSA 学生寮ファンドVI(投資信託)	56,472

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>
該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	TORANOTEC株式会社	東京都港区	100,000	フィンテック	被所有100%	資金援助	寄付金の受取 (注2)	310,000	—	—
						基幹システム提供	システム利用料の支払 (注3)	56,741	その他未払金	5,121
						ポイント加算に関する業務提携	広告宣伝費の支払 (注4)	6,430	その他未払金	509
							ポイント投資代金の受取 (注5)	69,200	未収入金	6,215
						経費の立替	経費の立替 (注6)	55,941	立替金	51,918
						経費の被立替	経費の被立替 (注7)	31,535	その他未払金	—
						役員の兼任				

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1): 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2): 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注3): システム利用料については、ユーザー数により算定し、決定しております。

(注4): 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

(注5): ポイント投資代金については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

(注6): 情報機器関連費等について立て替えた実費を受け取っております。

(注7): 家賃、広告費について親会社から実費の立て替えを受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社 (未上場)

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。) 等

社会	在 所	資本金				取引の	取引	科目	期末
----	-----	-----	--	--	--	-----	----	----	----

種類			(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	内容	金額(千円)		残高(千円)
親会社	TORANOTE C株式会社	東京都港区	100,000	フィンテック	被所有100%	資金援助	寄付金の受取(注2)	110,000	—	—
						基幹システム提供	システム利用料の支払(注3)	55,256	その他未払金	5,015
						ポイント加算に関する業務提携	広告宣伝費の支払(注4)	3,477	その他未払金	256
							ポイント投資代金の受取(注5)	65,141	未収入金	6,395
						経費の立替	経費の立替(注6)	151,282	立替金	27,948
						経費の被立替	経費の被立替(注7)	32,143	その他未払金	—
						資金貸借	貸付及び回収(注8)	65,000	短期貸付金	—
							金利受取(注8)	480	受取利息	480
	役員兼任									

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1)： 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)： 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。
- (注3)： システム利用料については、ユーザー数により算定し、決定しております。
- (注4)： 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。
- (注5)： ポイント投資代金については、ポイント付与数により算定し、決定しております。
- (注6)： グループの支払い及び費用負担方針に基づき、一般管理費について立て替えた実費を受け取っております。
- (注7)： グループの支払い方針に基づき、家賃、資産除去債務の支払について実費の立て替えを受けております。
- (注8)： グループの資金計画に基づき、両社協議の上、期間・金利等の貸借条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTE C株式会社 (未上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額 2,670円01銭 1株当たり当期純損失金額 893円64銭	1株当たり純資産額 3,320円97銭 1株当たり当期純利益金額 646円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益(又は純損失(△))金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は純損失(△)(千円)	△20,886	15,101
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は純損失(△)(千円)	△20,866	15,101
普通株式の期中平均株式数(株)	23,372	23,372

(重要な後発事象)

<親会社からの資金援助>

当社は、親会社であるTORANOTEC株式会社より2025年4月1日以降に30,000千円の寄付金による資金援助を受けております。

<親会社における資金調達について>

当社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年4月30日開催の取締役会の決議により、TORANOTEC株式会社及び当社の財務基盤の強化及びグループの運転資金の調達を目的として株式会社スマートプラスクレジットから99,000千円の借入(固定金利、返済期限2026年6月1日、元利均等返済方式、有担保)を行いました。

<親会社における新株発行について>

2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資による新株(E種優先株式 総額499,912千円)を発行し、2025年10月3日及び10月31日に払い込みが完了しました。

<投資有価証券の売却及び短期借入について>

当社は、2025年5月30日開催の取締役会の決議により、当社の代表取締役当社保有の投資有価証券を評価額である16,171千円で譲渡しました。

また、同氏から2025年7月28日開催の取締役会の決議により、20,000千円の借入(無利息、返済期限2025年10月28日、期末一括返済方式、無担保。2025年10月23日に全額返済)及び2025年8月26日開催の取締役会の決議により、50,000千円の借入(無利息、返済期限2027年3月31日、分割返済方式、無担保)を行いました。

1. 委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※1	47,886
直販顧客分別金信託		8,466
未収委託者報酬		54,362
未収収益		1,293
前払費用		5,202
立替金		185,746
預け金		3,754
未収入金		6,109
流動資産合計		312,821
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品		1,426
減価償却累計額		△134
減損損失累計額		△1,292
有形固定資産合計		—
投資その他の資産		
差入保証金		1,250
投資その他の資産合計		1,250
固定資産合計		1,250
資産合計		314,071

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
区分	注記 番号	
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		70,000
未払金		
未払手数料		27,953
その他未払金		50,914
未払費用		2,913
未払法人税等		145
未払消費税等	※2	5,397
預り金		54,128
流動負債合計		211,452
固定負債		
退職給付引当金		37,354
固定負債合計		37,354
負債合計		248,807
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		2,099
資本剰余金合計		2,099
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△36,835
利益剰余金合計		△36,835
株主資本合計		65,264
純資産合計		65,264
負債純資産合計		314,071

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益		245,656
営業費用		129,176
一般管理費		128,565
営業損失(△)		△12,085
営業外収益	※1	70
営業外費用		241
経常損失(△)		△12,257
特別利益	※2	169
税引前中間純損失(△)		△12,087
法人税、住民税及び事業税		152
法人税等調整額		—
中間純損失(△)		△12,240

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	2,099	2,099	△24,594	△24,594
当中間期変動額					
中間純損失(△)	—	—	—	△12,240	△12,240
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	△12,240	△12,240
当中間期末残高	100,000	2,099	2,099	△36,835	△36,835

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	77,505	112	112	77,617
当中間期変動額				
中間純損失(△)	△12,240	—	—	△12,240
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	△112	△112	△112
当中間期変動額合計	△12,240	△112	△112	△12,353
当中間期末残高	65,264	—	—	65,264

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 工具、器具及び備品 4～10年
2. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
3. 重要な収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)トラノコ・サービス トラノコ・アプリを介して投資口座を開設し、投資運用サービスを提供しております。サービスの提供を通じて得られる収益に関して、主に投資口座の利用者より履行義務を充足した当月中に固定月額料金が入金され、入金された時点において収益を認識しております。 (2)投資信託（委託）業 投資信託契約に基づき投資信託に関する投信委託サービスを提供し、投資信託の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて投信委託者報酬を受領しております。サービス提供の対価として得られる投信委託者報酬は、各投資信託のAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、当月中に月次で収益を認識しております。投信委託者報酬は6ヶ月ごとに投資信託財産から受領しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2025年9月30日)
<p>※1. 担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。 現金及び預金 842千円 親会社における借入に対して、当社預金の一部を担保に供しております。</p> <p>※2. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<p>※1. 営業外収益の主要項目は、次の通りであります。 受取利息 70千円</p> <p>※2. 特別利益の主要項目は、次の通りであります。 投資有価証券売却益 169千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	23,372	—	—	23,372

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間 (2025年9月30日)

現金及び預金、未収委託者報酬、立替金、短期借入金及び預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3. 重要な収益の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	トラノコサービス	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	120,304	122,216	3,135	245,656

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
GSA 学生寮ファンドVI(投資信託)	25,987

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<1 株当たり純資産額>

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
1 株当たり純資産額	2,792円43銭

<1 株当たり中間純損失>

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1 株当たり中間純損失	523円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。	

（注） 1 株当たり中間純損失算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失（千円）	12,240
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純損失（千円）	12,240
普通株式の期中平均株式数（株）	23,372

（重要な後発事象）

<親会社からの資金援助>

当社は、親会社であるTORANOTEC株式会社より 2025 年 10 月 1 日以降に 34,000 千円の寄付金による資金援助を受けております。

<親会社における新株発行について>

当社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025 年 9 月 16 日開催の取締役会及び 2025 年 9 月 24 日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資による新株（E種優先株式 総額 499,912 千円）を発行し、2025 年 10 月 3 日及び 10 月 31 日に払い込みが完了しました。

また、2026 年 4 月 9 日開催の取締役会及び 2026 年 4 月 17 日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資による新株（F種優先株式 総額 500,000 千円）の発行を決議し、同日付で投資契約書の締結が承認されました。

公 開 日 2026 年 4 月 24 日
 作 成 基 準 日 2026 年 4 月 21 日
 本 店 所 在 地 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
 城山トラストタワー36階
 お問い合わせ先 経営管理部

独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

TORANOTEC投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC投信投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TORANOTEC投信投資顧問株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は親会社であるTORANOTEC株式会社より寄付金による資金援助を受けている。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年4月30日開催の取締役会の決議により、株式会社スマートプラスクレジットから借入を行っている。
3. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資によるE種優先株式を発行し、2025年10月3日及び2025年10月31日に払い込みが完了している。
4. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年5月30日開催の取締役会の決議により、代表取締役が会社保有の投資有価証券を譲渡している。また、同氏から2025年7月28日開催の取締役会の決議により、借入を行い、2025年10月23日に全額返済している。また、同氏から2025年8月26日開催の取締役会の決議により、借入を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月21日

TORANOTEC投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC投信投資顧問株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TORANOTEC投信投資顧問株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は親会社であるTORANOTEC株式会社より寄付金による資金援助を受けている。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資によるE種優先株式を発行し、2025年10月3日及び2025年10月31日に払い込みが完了している。また、2026年4月9日開催の取締役会及び2026年4月17日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資によるF種優先株式の発行を決議し、同日付で投資契約書の締結が承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部

統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。